平成２２年（フ）第９２号
京都府与謝郡与謝野町字三河内1075番地　町営矢倉団地３号
債務者　井上　好枝
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第７号
京都府与謝郡与謝野町字石川2996番地７
債務者　笠井　貢次
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第４０号
岩手県八幡平市松尾寄木第１地割669―67、申立時の住所盛岡市境田町３番31号
債務者　三上　恭男
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１０号
新潟県新発田市西宮内1067番地74
債務者　渡辺　　誠
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第３２４号
北海道苫小牧市光洋町２丁目８番８号　クリスタル夏月３―201
債務者　桑田　裕介
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１８号
北海道苫小牧市しらかば町６丁目11番16号
債務者　小形　邦友
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１９号
北海道苫小牧市しらかば町６丁目11番16号
債務者　小形　恵美
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２２号
北海道苫小牧市柏木町６丁目13番30号　すずらん荘Ｂ棟
債務者　畠山　優子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第４０号
茨城県稲敷郡美浦村大字大谷275番地　サンビレッジ美浦101、前住所茨城県稲敷郡美浦村郷中2614番地　シャンス美浦202
債務者　吉村　　守
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１４５号
名古屋市港区当知３丁目3801番地　当知住宅３棟826号
債務者　成瀬　晴雄
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５３号
愛知県知多市岡田字西峰66番地
債務者　川端工業こと　川端　隆志
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９号
兵庫県丹波市氷上町清住59番地
債務者　川崎順三こと　川崎　　明
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第６号
香川県坂出市文京町２丁目４番25号
債務者　田井田津子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１０号
北海道小樽市銭函２丁目18番242号　銭函団地２号棟
債務者　武藤　良江
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１３号
北海道小樽市桜５丁目20番13号、前住所北海道小樽市桜２丁目33番６号
債務者　吉田　公子（旧姓宮村）
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第８２号
仙台市宮城野区小田原１丁目４番21号　コーポ米山102
債務者　岡　　弘
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０４号
仙台市太白区西多賀５丁目16番３号
債務者　土井　悦子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係